2026年11月11日

中部電力パワーグリッド株式会社

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は，このたび，電気事業法第20条第２項ただし書の規定にもとづき申請を行なった最終保障供給特例承認申請書（2026年12月の検針日から2027年３月の検針日の前日までの期間実施）において，消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費調整単価を設定することといたしましたので，電気事業法施行規則第36条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお，請求の方法については，従前のとおりでございます。

また，別表（燃料費調整）２に定める基準単価，別表（燃料費調整）４に定める基準HH単価および別表（燃料費調整）５に定める基準輸送関連単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第４位で，別表（燃料費調整）９に定める特別措置の燃料費調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第３位で四捨五入しております。

(1) 別表（燃料費調整）２に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円 銭厘	円 銭厘
１キロワット時につき 高圧で供給を受ける場合	0.092	0.008

(2) 別表（燃料費調整）４に定める基準HH単価

区分および単位	基準HH単価	消費税等相当額
	円 銭厘	円 銭厘
１キロワット時につき 高圧で供給を受ける場合	0.236	0.021

(3) 別表（燃料費調整）５に定める基準輸送関連単価

区分および単位	基準輸送関連単価	消費税等相当額
	円 銭厘	円 銭厘
１キロワット時につき 高圧で供給を受ける場合	0.458	0.042

(4) 別表（燃料費調整）９に定める特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
１キロワット時につき 高圧で供給を受ける場合		
2026年12月の検針日から2027年１月の検針日の前日までの期間	0.50	0.05
2027年１月の検針日から2027年２月の検針日の前日までの期間および2027年２月の検針日から2027年３月の検針日の前日までの期間	2.30	0.21